



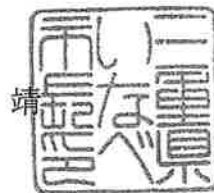
いなべ市公告第 70 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

産業振興支援施設設計等及び新築工事に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施します。

令和8年6月11日

いなべ市長 日 沖



1 工事概要

- (1) 事業名 INABE COMMONS BASE INNOVATION 事業（地域未来交付金事業）
- (2) 工事番号 い商工工第2号
- (3) 工事名 産業振興支援施設設計等及び新築工事
- (4) 工事場所 いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2
- (5) 工事内容 いなべ市が計画している産業振興支援施設に係る設計、工事監理及び新築工事
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日までとする（工期について設計完了時に協議を行う。）。

2 参加資格

産業振興支援施設設計等及び新築工事（以下「本工事」という。）のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている単独企業又は参加者の要件を全て満たす企業（構成員）によって構成される共同企業体（以下「JV」という。）であること。なお、JVによる参加の場合は構成員のうちから代表企業（以下「JV代表者」という。）を定めること。

(1) 参加者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。
- エ 単独企業又はJVの代表者及び構成員の所在地は、本店又は支店等が三重県、愛知県又は岐阜県であること。
- オ いなべ市入札参加資格者名簿（コンサル）において、「建築関係コンサルタン（建築一般部門）」に登録されている者であること。

- カ いなべ市入札参加資格者名簿（工事）において、「建築一式」に登録されている者であること。
- キ 平成 28 年 4 月 1 日以降において、新築、増築、改築又は改修に係る基本設計業務若しくは実施設計業務を元請けとして履行した実績を有すること（住宅、車庫及び倉庫を除く。）。
- ク 平成 28 年 4 月 1 日以降において、事務所（官民間わず）で 1 件 4 億円以上の建築一式工事を施工した実績を有すること（住宅、車庫及び倉庫を除く。）。
- ケ いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）により公告日から本プロポーザル実施日までの間に入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- コ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- サ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- シ いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 28 年いなべ市告示第 119 号）別表に規定する要件に該当する者でないこと。

(2) 配置技術者の要件

以下の区分に応じて、それぞれ掲げる技術者を配置できること。

ア 設計

(ア) 管理技術者（1 人）

- a 建築士法による一級建築士
- b 本プロポーザル参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又はその他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。なお、建築主任技術者と兼ねることはできない。

(イ) 建築主任技術者（1 人）

- a 建築士法による一級建築士
- b 本プロポーザル参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又はその他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。なお、管理技術者（設計）と兼ねることはできない。

イ 工事監理

(ア) 管理技術者

- a 建築士法による一級建築士
- b 本プロポーザル参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あ

ること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又はその他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。なお、管理技術者(設計)とは兼任することができる。

ウ 施工

(ア) 監理技術者

- a 建設業法による一級建築施工管理技士又は建築士法による一級建築士を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得している者
- b 平成28年4月1日以降において、公共施設の新築、増築、改築又は改修工事(コリンズ登録工事に限る。)に係る監理技術者として、実績を有する者。
- c 本プロポーザル参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又はその他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなすものとする。

(3) 協力者(協力事務所)の要件

本工事に関する専門分野(電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者に限る。)については、他の協力者(協力事務所)を配置することを可能とする。

ア 協力者(協力事務所)は、(1)参加者の要件のア及びカからシまでの要件を全て満たすこと。

イ 本工事において、複数の本プロポーザル参加申込者の協力者(協力事務所)でないこと。また、協力者(協力事務所)となった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないものとする。

3 審査及び選定

産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル審査委員会において次の評価基準により審査を行い、その結果に基づき本工事における候補者を選定するものとする。

(1) 1次審査(2次審査(ヒアリング)を求める者を選定するための評価基準)

ア 企業の業務実績及び受賞歴

イ 配置技術者の業務実績及び建築CPDの実績

(2) 2次審査(本工事の受託者(候補者)を選定するための評価基準)(最大3者)

ア 配置技術者の専門技術力及び取組意識

イ 本工事の基本方針及び実施体制

ウ 特定テーマに対する技術提案

エ 設計業務コスト

4 手続等

(1) 担当部局

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

いなべ市農林商工部 商工観光課

電話 0594 (86) 7833 ファクシミリ 0594 (86) 7869

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 仕様書等は、いなべ市ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1015944>

イ 閲覧期間 公告の日から令和8年8月4日(火)の午後4時30分までとする(いなべ市の休日を定める条例(平成15年いなべ市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

(3) 参加申込書及び技術提案書(1次審査用)の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限 令和8年6月29日(月)

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送とし、発送前に電話連絡すること(期限当日の消印有効)。

エ 提出部数 1部

(4) 技術提案書(2次審査用)の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限 令和8年8月5日(水)

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送とし、発送前に電話連絡すること(期限当日の消印有効)。

エ 提出部数 正本1部及び副本7部(写し可)

(5) 公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア 提出期限

(ア) 参加申込書及び技術提案書(1次審査用)に関する質問

令和8年6月16日(火)午後4時30分

(イ) 技術提案書(2次審査用)に関する質問

令和8年7月23日(木)午後4時30分

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 質問書(様式16)により、ファクシミリ送信すること。

ファクシミリ送信後、ファクシミリの受信の電話確認を行うこと。

エ 回答日

(ア) 参加申込書及び技術提案書(1次審査用)に関する回答

令和8年6月22日(月)

(イ) 技術提案書等(2次審査用)に関する回答

令和8年7月28日(火)

オ 回答方法 いなべ市ホームページ上の入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1015944>

(6) 現地見学の日時等

ア 見学期間 令和8年7月16日(木) 9:00~15:00

令和8年7月17日(金) 9:00~15:00

イ その他 現地見学申込受領後、調整の上、見学可能日を連絡する。

(7) 本プロポーザルの日時、場所等

ア 日時 令和8年8月13日(木) (時間は、参加者に連絡する。)

イ 場所 いなべ市役所 本庁行政棟2階庁議室(控え室 相談室2-1、2-2)

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 要

ただし、いなべ市契約規則(平成22年いなべ市規則第16号)第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 公共工事標準請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)について適用する。

(6) 契約の成立

この契約は、いなべ市議会の議決に付すべき契約に当たるため、議会の議決があったときに、契約としての効力が発生することとなる。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 評価順位第1位の者を随意契約の相手方として、本工事の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(9) 参加申込者が1者の場合でも審査を行い、産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル審査委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(10) 本工事の契約額は、金821,100,000円(内訳:設計費33,600,000、工事監理

費 11,700,000 円、工事費 775,800,000 円) 以内とし、消費税相当額を含んでい
るものとする。

- (11) 提出された技術提案書の審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。
- (12) 選定の決定に対する質疑は、受け付けない。
- (13) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (14) 提出された参加申込書及び技術提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号）に基づく公開対象文書となる。
- (15) 本工事の契約締結者以外の技術提案書は審査終了後に返却する。
- (16) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、技術提案書に記載した技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を措置し、発注者の承認を得るものとする。
- (17) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (18) 詳細は、産業振興支援施設設計等及び新築工事公募型プロポーザル説明書によるものとする。